

北谷町総合教育会議運営要領 説明資料

1	北谷町総合教育会議運営要領（参照条文説明）	P 1
2	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）	P 6
3	北谷町議会傍聴規則	P 7
4	北谷町教育委員会会議規則（抄）	P 8
5	兵庫県総合教育会議の運営について	P 9
6	唐津市総合教育会議の運営要領	P 10

北谷町総合教育会議運営要領説明資料

法・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

通知・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）
 （平成26年7月17日付26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）

兵庫県・・・・兵庫県総合教育会議運営要綱

唐津市・・・・唐津市総合教育会議の運営要領

北谷町総合教育会議運営要領（案）

条文	参考条文
（趣旨）	
第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、北谷町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （協議及び調整事項）	兵庫県第1条
第2条 会議において、協議及び調整する事項はおおむね次のとおりとする。	北谷町部設置条例第2条
（1）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更等に関する協議	法第1条の3第1項及び第2項
（2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策	法第1条の4第1項第1号
ア 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策	通知第四-2-(3)-①
イ 予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する町長と教育委員会が調整することが必要な事項	通知第四-2-(3)-①
ウ 幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携	通知第四-2-(3)-①
エ 青少年健全育成と生徒指導の連携	通知第四-2-(3)-①
オ 居所不明の児童生徒への対応	通知第四-2-(3)-①

カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	通知第四-2-(3)-①
キ 子育て支援	通知第四-2-(3)-①
(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置	法第1条の4第1項第2号
ア いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合	通知第四-2-(3)-②
イ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合	通知第四-2-(3)-②
ウ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合	通知第四-2-(3)-③
エ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合	通知第四-2-(3)-③
オ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合	通知第四-2-(3)-③
カ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条の重大事態の場合	通知第四-2-(3)-③
(4) その他町長が必要と認める事項 (会議)	兵庫県第2条第3号
第3条 会議は、原則として毎年度2回開催するものとする。	兵庫県第3条第1項
2 町長は、必要があると認める場合は臨時に会議を開催することができる。	兵庫県第3条第2項
3 会議の招集は、開催日時、場所及び会議に付議すべき議題等を明記した書面を構成員に通知して行う。	唐津市第4条第3項
4 緊急の場合は、町長と教育長のみの臨時会議を招集することができる。	唐津市第4条第4項
5 前項の規定に基づき、緊急に教育委員会から教育長のみが出席する会議では、事前に対応の方向性について教育委員会の意志決定がなされている場合及び教育長に対応を一任している場合においては、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことができる。	唐津市第4条第5項

<p>6 会議の議長は、町長が行う。 (会議の公開)</p>	<p>唐津市第4条第6項</p>
<p>第4条 会議は、公開とする。</p>	<p>法第1条の4第6項</p>
<p>2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項においては、会議を非公開とすることができる。</p>	<p>法第1条の4第6項ただし書き</p>
<p>(1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合</p>	<p>通知第四-2-(5)-①</p>
<p>(2) 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定その他意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合</p>	<p>通知第四-2-(5)-①</p>
<p>(3) 会議で非公開と決定された場合 (意見聴取)</p>	<p>通知第四-2-(5)-①</p>
<p>第5条 法第1条の4第5項に基づき意見を聴く関係者又は学識経験を有する者(以下「学識経験者等」という。)は、会議が決定する。 (報償及び費用弁償)</p>	<p>法第1条の4第5項</p>
<p>第6条 前条の規定により決定した学識経験者等が会議の職務に従事したときは、報償及び旅費を支給する。</p>	<p>北谷町オリジナル</p>
<p>2 前項の規定による報償額は、学識経験者は日額7,000円とし、それ以外の者は日額4,000円とする。</p>	<p>北谷町オリジナル 報償額は、他の委員会の学識経験者等と同額とした。</p>
<p>3 第1項の規定による旅費は、北谷町参考人等に対する実費弁償に関する条例(昭和47年北谷町条例第22号)の規定により支給するものとする。 (傍聴の手続き)</p>	<p>北谷町オリジナル</p>
<p>第7条 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所及び職業等を北谷町総合教育会議傍聴者受付簿(別記様式)に記入し、係員の指示に従って傍聴しなければならない。 (傍聴できない者)</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第26条</p>
<p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。 (1) 会議の妨害又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第27条第1項 北谷町教育委員会会議規則第27条第1号</p>

<p>(2) 拡声器、無線機、マイク、録音機、撮影機、ビデオカメラの類を携帯している者（撮影又は録音することについて町長の許可を得た者を除く。）</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第27条第2号</p>
<p>(3) 酒気を帯びている者</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第27条第3号</p>
<p>(4) その他議事を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者 (傍聴人の制限)</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第27条第4号</p>
<p>第9条 町長は、傍聴しようとする者が多数であるときは、傍聴者の人数を制限することができる。この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室等の状況を勘案し、町長がその都度決定するものとする。 (傍聴人の行為の制限)</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第28条 後段の規定は新規</p>
<p>第10条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第29条第1項</p>
<p>(1) みだりに傍聴席を離れること。</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第29条第1号</p>
<p>(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第29条第2号</p>
<p>(3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第29条第3号</p>
<p>(4) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。</p>	<p>北谷町教育委員会会議規則第29条第4号</p>
<p>2 町長は、前項に掲げる事項を守らない者があるときは、これを制止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。 (傍聴人の退場)</p>	<p>北谷町議会傍聴規則第11条</p>
<p>第11条 傍聴人は、第4条第2項の規定により非公開とされたとき、又は町長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。 (会議録)</p>	<p>兵庫県第6条第3項</p>
<p>第12条 会議を開いたときは、会議録を作成する。</p>	<p>唐津市第7条第1項・通知第四-2-(5)-②</p>
<p>2 会議録及び会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公開する。</p>	<p>唐津市第7条第2項・通知第四-2-(5)-②</p>
<p>3 会議録には、次の事項を記載する。</p>	<p>唐津市第7条第3項</p>
<p>(1) 会議の年月日</p>	<p>唐津市第7条第3項第1号</p>
<p>(2) 開会及び閉会の時刻</p>	<p>唐津市第7条第3項第2号</p>

<p>(3) 出席構成員の氏名</p> <p>(4) 出席事務局職員の氏名</p> <p>(5) 説明又は意見を求めるために出席した者の氏名</p> <p>(6) 議題及び議案の概要</p> <p>(7) 議題に対して質問又は討議した者の氏名及びその要旨</p> <p>(8) 議決事項のほか、会議において必要と定めた事項</p> <p>4 非公開とすべき議題がある場合は、会議の資料及び会議録において、該当する事項を削除した上で、公開を行う。</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。ただし、教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。</p> <p>別記様式(第7条関係)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成27年 月 日から施行する。</p>	<p>唐津市第7条第3項第3号</p> <p>唐津市第7条第3項第4号</p> <p>唐津市第7条第3項第5号</p> <p>唐津市第7条第3項第6号</p> <p>唐津市第7条第3項第7号</p> <p>唐津市第7条第3項第8号</p> <p>唐津市第7条第5項</p> <p>唐津市第9条</p> <p>北谷町教育委員会会議規則別記様式(第26条関係)</p>
---	--

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、[教育基本法](#)（平成十八年法律第二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、[教育基本法第十七条第一項](#)に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

北谷町議会傍聴規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、32名とする。ただし、議長が必要と認めた場合は、会議に支障がない限りにおいて、一般席を増設することができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機・映写機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあたる時は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

北谷町教育委員会会議規則

第6章 傍聴

(傍聴の手続き)

第26条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を会議傍聴人受付簿（別記様式）に記入し、係員の指示に従って傍聴しなければならない。

(傍聴できない者)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議の妨害又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機、マイク、録音機、撮影機、ビデオカメラの類を携帯している者（撮影又は録音することについて教育長の許可を得た者を除く。）
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者

(傍聴人数の制限)

第28条 教育長が必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第29条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

2 教育長は、前項に掲げる事項を守らない者があるときは、これを制止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第30条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

【別添】

兵庫県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に基づき、兵庫県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（協議・調整事項）

第2条 会議においては、法第1条の4第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について協議する。

- （1）年度ごとの教育施策に関する重点目標
- （2）年度ごとの教育施策に関する重点施策の方向性
- （3）その他知事が必要と認めるもの

（会議の開催）

第3条 会議は原則として毎年度2回開催するものとする。

2 知事は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

（意見の聴取）

第4条 法第1条の4第5項に基づき意見を聴く関係者又は学識経験を有する者（以下「学識経験者等」という。）は、知事が決定する。

（費用弁償）

第5条 前条の規定により決定した学識経験者等が会議の職務に従事したときは、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第2条及び第4条から第5条までの規定を準用し、学校教育審議会委員相当額の謝金を支給する。

2 前条の規定により決定した学識経験者等が会議に出席したときは、条例第6条から第9条まで及び第11条の規定を準用し、旅費を支給する。

（会議の傍聴）

第6条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、一般傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 報道関係者は、報道関係者受付簿に氏名、所属する報道機関の名称及び所在地を記入しなければならない。

3 傍聴人及び報道関係者は、法第1条の4第6項ただし書きの規定により、会議の非公開が決定された場合には、直ちに退場しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、傍聴人及び報道関係者の遵守事項等は兵庫県教育委員会会議傍聴規則（平成4年兵庫県教育委員会規則第15号）第3条及び第4条の規定を準用する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

唐津市総合教育会議の運営要領

平成27年4月23日唐企企第237号

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、唐津市の教育行政の推進を図るため、唐津市総合教育会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議では、次に掲げる事項について、協議又は調整を行う。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定(策定した大綱の変更等を行う場合を含める。)
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などに関する事務との調和を図ること
- (5) 本市の教育、学術及び文化の振興において、特に必要な事項

(構成員)

第3条 会議の構成員(以下、「構成員」という。)は、市長と教育委員会とする。

(会議)

第4条 会議は、定例会議と臨時会議とし、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、協議する必要があるときは、具体的事項を示して、市長に会議招集を求めることができる。
- 3 会議の招集は、開催日時、場所及び会議に付議すべき議題等を明記した書面を構成員に通知する。
- 4 緊急の場合は、市長と教育長のみの臨時会議を招集することができる。

5 前項の規定に基づき、緊急に教育委員会から教育長のみが出席する会議では、事前に対応の方向性について教育委員会の意志決定がなされている場合、及び教育長に対応を一任している場合においては、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことができる。

6 会議の議長は、市長が行う。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条に規定する所掌事務を協議又は調整を行うにあたり必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

2 会議は、個人の秘密を保つため必要があると認められるときなど、会議で決定したときに限り、非公開とすることができる。

3 非公開とすべき議題については、会議でその方針を定める。

(会議録)

第7条 会議を開いたときは、その概要について会議録を作成する。

2 会議録及び会議の資料は、会議の終了後、HP等により公開する。

3 会議録には、少なくとも次の事項を記載する。

(1) 会議の年月日

(2) 開会及び閉会の時刻

(3) 出席構成員の氏名

(4) 出席事務局職員の氏名

(5) 説明又は意見を求めるために出席した者の氏名

(6) 議題と議案の概要

(7) 議題に対して質問又は討議した者の氏名及びその要旨

(8) 議決事項のほか、会議において必要と定めた事項

4 会議録の作成は、事務局において、原則として要点筆記の方法により行う。

5 非公開とすべき議題がある場合は、会議の資料及び会議録において、該当する事項を削除した上で、公開を行う。

(結果の尊重)

第8条 会議において調整が整った事項は、構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。ただし、教育委員会に委任又は補助執行させる場合を除く。

(委任)

第10条 会議の運営は、法及び関連する政令等に基づくほか、庁内に設置する会議の運営基準（平成27年3月25日唐企企第861号）を準用するとともに、その他必要な事項等がある場合は、会議が定める。

附則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。